平成２３年（フ）第１９２９号
札幌市豊平区平岸５条10丁目２番18号　カーサ・フローラルＡ102
債務者　中島　幸恵
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９５７号
札幌市白石区北郷９条８丁目８番５号　ハイツ９．８Ｂ―102号
債務者　菊地　弘子（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４６号
札幌市北区新川６条15丁目６番６―305号
債務者　阿部　直也
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４７号
群馬県前橋市大友町１丁目18番地６　パークサイド篠崎106号
債務者　石田　育子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２４２号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井3333番地９
債務者　齋藤　　優
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２９３号
群馬県前橋市文京町１丁目34番22号
債務者　田嶋　幸二
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３０５号
群馬県前橋市南町１丁目15番12―101号　日越ハイツ
債務者　土田　国司
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第３１６号
群馬県前橋市城東町４丁目18番15号
債務者　大河原　薫
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
静岡県菊川市牛渕2158番地
債務者　栗田　益男
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第５９３号
京都府城陽市寺田垣内後33番地の５ディックベル105号
債務者　安藤　波子
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７３１号
京都市山科区東野百拍子町18番地１
債務者　岡村　　猛
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７４７号
京都市伏見区桃山町松平筑前10番地12　第２ＣＲＰビル406号
債務者　近藤　麻美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７８５号
京都府八幡市男山雄徳９番地　Ｅ21―409
債務者　永濱　智也
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８３９号
京都府城陽市寺田尼塚13番地の19
債務者　小船井タイルこと　小船井達哉
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９１４号
京都市北区上賀茂津ノ国町４番地８
債務者　Ｆ―ＹＵＡＳＡこと　湯浅　忠博
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９６９号
京都市南区久世上久世町337番地　プロスペール301
債務者　熊木　真央
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９７５号
京都市上京区大宮通鞍馬口上る若宮横町108番地、住民票上の住所大津市大石中５丁目５番７号
債務者　八木　亜耶（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係